

議第19号

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和7年2月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

京都市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,390,000円」を「1,410,000円」に改め、同項第2
号中「1,100,000円」を「1,120,000円」に改め、同項第4号中「660,000円」
を「750,000円」に改める。

第4条中「特別職の職員」を「教育長及び公営企業の管理者（以下「教育
長等」という。）」に改める。

第5条第2項第1号中「及び副市長 100分の162.5」を「、副市長及び常
勤の監査委員（以下「市長等」という。） 100分の172.5」に改め、同項第2
号中「教育長及び公営企業の管理者（以下「」及び「」という。）」を削り、
同項第3号を削り、同条第3項第1号ア及びイ以外の部分中「市長、副市長
及び常勤の監査委員（以下「」及び「」という。）」を削り、「及びこれに対
する地域手当の月額合計額に次に掲げる額を加算した」を「に100分の145
を乗じて得た」に改め、同号ア及びイを削る。

第7条第1項第1号中「100分の51」を「100分の46.4」に改め、同項第
2号中「100分の39.4」を「100分の35.8」に改め、同項第4号中「100分の
15.4」を「100分の14」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市特別職の職員の給与に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

提案理由

市長、副市長及び常勤の監査委員の給与を改定する必要があるので提案する。